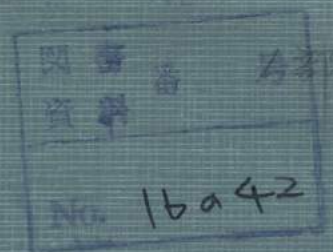


8-15
no 53



内職工賃に関する現状分析

婦 人 少 年 協 会

内職工賃に関する現状分析正誤表

ページ	行	誤	正
4	18	包装加造	包装荷造
9	20	技能の不要を	技能の要不要を
10	11	包製工	包装工
14	8	作業員縫製	作業衣縫製
15	7	東袋ミシン縫	京袋ミシン縫
20	1	ところが他方	ところが他方
〃	12	密着の度度合	密着の度合
23	6	標準的に	標準的々
27	18	企業の例が	企業の側が
〃	20	失しななう	失しなう
32	20	2割ちかあり	2割ちかくあり
38	12	世帯と	世帯を
55	19	60%をしめている	60%をしめている

以上

目 次

はじめに	1
1. 内職の実態	2
(1) 取組	2
(a) 取組の経緯	2
(b) 取組の成果	4
(2) 工賃	11
(a) 作業内容と工賃	11
(b) 工賃決定事情	20
(c) 工賃の変動	23
(d) 工賃相場と労賃の比較	25
(3) 内職者	25
(a) 内職者の概数と内職従事率	25
(b) 内職者の住居の分布	26
(c) 統計と内職	29
(d) 希望する内職の種類	30
2. 需要発生と内職	33
(1) 内職委託業者の発生	33
(a) 内職委託業者の発生	33
(b) 内職委託業者の発生	33
(c) 内職委託業者の発生	33
(d) 内職委託業者の発生	33
(e) 内職委託業者の発生	33
(f) 内職委託業者の発生	33
(g) 内職委託業者の発生	33
(h) 内職委託業者の発生	33
(i) 内職委託業者の発生	33
(j) 内職委託業者の発生	33
(k) 内職委託業者の発生	33
(l) 内職委託業者の発生	33
(m) 内職委託業者の発生	33
(n) 内職委託業者の発生	33
(o) 内職委託業者の発生	33
(p) 内職委託業者の発生	33
(q) 内職委託業者の発生	33
(r) 内職委託業者の発生	33
(s) 内職委託業者の発生	33
(t) 内職委託業者の発生	33
(u) 内職委託業者の発生	33
(v) 内職委託業者の発生	33
(w) 内職委託業者の発生	33
(x) 内職委託業者の発生	33
(y) 内職委託業者の発生	33
(z) 内職委託業者の発生	33
3. 内職の将来	35

広 田 寿 子

(日本女子大学助教授)

内職工賃に關する現状分析正誤表

正誤	誤	正	誤	正
1	18	包裝加算	包裝兩道	
7	20	技能の不要を	技能の要不要を	
10	11	包裝工	包裝工	
14	8	作業負担型	作業負担型	
15	7	東洋のシシ造	東洋のシシ造	
20	1	と、るが世方	と、るが世方	
21	12	宏看の度度合	宏看の度度合	
23	6	標準的に	標準的に	
27	18	企業側の例が	企業側の例が	
28	20	失しつなう	失しつなう	
32	20	2割5分あり	2割5分あり	
38	12	世評表	世評表	
55	19	60%より10%以上	60%より10%以上	

(男部調査大正五本目)

目次

	頁
はじめに.....	1
1. 内職の実態.....	2
(1) 職種.....	2
(イ) 職種の類型.....	2
(ロ) 職種の変遷.....	6
(2) 工賃.....	11
(イ) 作業内容と工賃.....	11
(ロ) 工賃決定事情.....	20
(ハ) 工賃の変動.....	23
(ニ) 工賃相場と労賃の比較.....	29
(3) 内職者.....	33
(イ) 内職者の概数と内職従事率.....	33
(ロ) 内職者の性格の変容.....	35
(ハ) 家計と内職.....	39
(ニ) 希望する内職の種類.....	40
2. 産業発展と内職.....	43
(1) 内職委託業者の変容.....	43
(イ) 内職委託業者の交替.....	43
(ロ) 内職労働力活用の積極化.....	44
(2) 内職労働力給源の拡大.....	48
(イ) 労働者世帯の増加と不安定化.....	48
(ロ) 内職希望の理由.....	50
3. 内職の将来.....	53

(1) 内職と機械化.....	53
(2) 労働力供給の条件.....	56
(3) 内職労働の規制.....	58

統計表目次

	頁
第 1 表 職種別にみた内職者の分布（全国 16 地区合計）……………	3
第 2 表 技能程度別内職従事者数（42 年）……………	4
第 3 表 大正 9 年推定女子内職者数……………	8
第 4 表 昭和 35 年職種別女子内職者数……………	10
第 5 表 職種別 1 時間当り内職工賃（40 年）……………	13
第 6 表 職種別（小分類別）1 時間当り内職工賃（41 年）……………	14
第 7 表 職種別、技能程度別 1 時間当り内職工賃（42 年）……………	15
第 8 表 工賃階級別、技能程度別内職職種数……………	16
第 9 表 職種別、工賃階級別にみた内職者の分布……………	18
第 10 表 児島市における内職時間と工賃収入……………	19
第 11 表 学生服縫製工賃単価（児島市）……………	21
第 12 表 東京都における工賃単価（例）……………	24
第 13 表 内職工賃および雇用者賃金の変動率階級別事業所分布……………	25
第 14 表 工賃引上げ理由別事業所の分布……………	27
第 15 表 工賃の変動（38 年 1 月～40 年 10 月）……………	28
第 16 表 工賃収入と賃金収入（縫製業）……………	30
第 17 表 1 時間当り工賃および労賃……………	32
第 18 表 内職者の地域別分布……………	34
第 19 表 世帯における内職者の地位……………	36
第 20 表 年齢別にみた女子内職者の分布……………	37
第 21 表 内職者世帯の職業……………	39
第 22 表 内職従事理由の変遷（東京都 23 区）……………	40
第 23 表 内職者の条件（特技・現職種・希望職種）……………	41

第24表	内職委託理由別事業所数	47
第25表	年齢別、配偶関係別にみた女子労働者増加の状況 (30～40年)	49
第26表	世帯主年齢別世帯員就業状況(36年)	51

はじめに

さいきん清水市でおこった輸出ハンドバッグ業者の倒産によって、その加工内職に従事していた主婦の工賃が不払になるという事件が新聞紙上でとりあげられ、内職者の不安定な状態があらためて問題にされている。

ところが、これらの内職者は、現在全体としてどのような状態におかれているのか、その工賃はどういう性格のものであるのかを知ろうとしても、まとまった文献はほとんど皆無にちかい状況にある。

本稿は、そのような状況を多少でもおぎなおうという意図から、現存するかぎられた資料を整理しながら、内職の実態をあきらかにしようところみたものである。

いろいろの資料を検討する過程で、内職問題にとりくむことの予想以上のむずかしさを痛感した。内職の実態その他について理解の不十分な点やおもいちがいもすくなくないとおもわれるので、忌憚のないご批判をいただきたいとねがっている。

なお、ここでいう内職とは、主として、製造業者や問屋または仲介人から物品の製造・加工を委託され、それに必要な材料をもらって家庭の主婦等が家庭等自ら選んだ場所で家事の合間に行なう家内労働（労働省の定義）である。

1. 内職の実態

(1) 職種

(i) 職種の類型

はじめに内職にはどのような種類のものがあるかをみておきたい。

内職職種についての全国的な数字がえられないので、それにかわるものとして、ここ2、3年来都市部および農村部をふくむ全国16地区で、東京都およびそれぞれの地区を管轄する内職公共職業補導所が実施した調査結果にもとづいて第1表を作成した。地域にかたよりがあるため、これを実態とみなすのはむりであるが、さいきんの内職職種の特徴をくみとることはできよう。

16地区を合計した数字によれば、数ある内職のうち6割ちかくが繊維製品加工内職で、そのほかめばしいものとしては電気機器加工、履物加工、紙・紙製品加工、金属製品加工、玩具加工、化学製品加工などがある。

内職の中心が繊維製品加工であることは、以上の内職従事者についての調査結果ばかりでなく、労働省の「家内労働調査」、各内職公共職業補導所の「内職提供事業所調査」、総評主婦の会の「内職調査」結果などからも十分にうかがえる。

これらの内職のなかでとくべつの技術を要するものは、一部の洋裁、和裁、編物、手芸などの内職にすぎず、大半はそれほどむずかしい技能を必要としないか、あるいは何らの技能も必要としないものである。この点については第2表が幾分参考になるとおもわれる。

内職を仕事の種類、あるいは技能程度別にみると、以上述べたような特徴があるが、それを、内職を経過する製品のタイプ、いかえれば生産技術的な視点から大別すると、おおよそつぎの4類型がかんが

えられる。

第1表 職種別にみた内職者の分布(全国16地区合計)

(%)

合 計	1 0 0	
食 料 品 加 工	1	
編 物	1 1	
そ の 他 の 織 維 第 一 次 製 品 加 工	4	
洋 裁	1 5	
和 裁	1 0	
下 着 身 の 廻 り 品 加 工	6	
刺 し ゆ う	7	
そ の 他 の 織 維 第 二 次 製 品 加 工	4	
木 竹 籐 製 品 加 工	0	
紙 ・ 紙 製 品 加 工	4	
製 本 ・ 印 刷 製 品 加 工	1	
化 学 製 品 加 工	3	
ゴ ム 製 品 加 工	1	
皮 革 製 品 加 工	1	
石、粘土、ガラス製品加工	1	
金 属 製 品 加 工	4	
電 気、機 械 加 工	9	
輸 送 用 設 備 加 工	1	
玩 具 ・ 遊 戯 品 加 工	4	
履 物 加 工	2	
造 花	1	
そ の 他 の 各 種 製 品 加 工	2	
包 装 加 工	2	
各 種 加 工	4	
事 務	1	
そ の 他	1	

資料 東京都「家内労働従事者実態調査」および全国13内職公共職業補導所「家庭内職実態調査」

注 集計対象地区は、東京23区(39年)、横浜鶴見区(39年)、南区(39年)、愛知尾張3町(40年)、西三河南部5町(40年)、旧甲府市内(41年)、長浜市(41年)、愛知知多北4町(41年)、いわき市(41年)、与野市(41年)、愛知三河南部6町(41年)、尾張北部5町村(41年)、茨城勝田、那珂湊市(41年)、堺市(41年)、習志野市(41年)、旧山形市(42年)、横浜南、保土ヶ谷、磯子、金沢、戸塚区(41年)

第2表 技能程度別内職従事者数

(人)

	合 計	技 能	半 技 能	簡 易
合 計	3 1 0	6 4	1 4 8	9 8
編 物	1 3	0	1 3	0
洋 裁	8 8	2 8	6 0	0
和 裁	3 5	2 7	8	0
下着・身廻品加工	3 0	1	1 2	1 7
刺 し ゆ う	4 3	4	3 9	0
その他繊維第二次製品加工	1 2	4	7	1
紙 ・ 紙製品加工	3 9	0	2	3 7
製本・印刷製品加工	3	0	2	1
化 学 製 品 加 工	1	0	0	1
ゴ ム 製 品 加 工	2	0	2	0
金 属 製 品 加 工	3	0	0	3
電 気 機 器 加 工	3	0	0	3
その他の各種製品加工	3	0	3	0
包 装 加 造	3 5	0	0	3 5

資料 江東内職公共職業補導所「内職従事者実態調査」42年3月

注 内職提供事業所に直接補導所があった内職従事者の例

すなわち A 型は機械制的工業製品の部品あるいは部分加工、B 型は手工業的製品あるいはその部分加工、C 型はその他の簡易手作業、D 型は注文による規格外品の製造、加工である。

生産の主要な工程が機械によっておこなわれているような製品の部分加工を内職がうけもつ例としては、電気機器部品加工、量産縫製品の縫製・まとめ、メリヤス製品のかがり、紙・板紙容器の加工、大量印刷物の製本、プラスチックやゴムのバリとりなどがあげられる。作業自体としては、縫製にミシンが用いられるばあいなどを別とすれば、簡単な道具による手作業がおもであるが、この種の内職は機械制工業の外業部としての機能をはたすものであり、大量生産の重要な一環になっている。

B 型に属する内職としては、刺しゅう、絞り、レースあみ、スカーフ手まき、陶磁器の転写絵付、線香花火の火薬よりこみ、提灯はりなどをあげることができる。もっとも、一口に手工業的といっても、ふるい型とあたらしい型の内職がある。

C 型の例は、正札のひもとおし、荷札の針金とおし、折紙とじ、封筒口糊つけ、紙袋はり、箸袋入れなどの単純作業である。

さらに D 型の内職には、注文による規格外品の製造・加工、つまり紳士服、婦人服あるいは高級和服の仕立、規格外の毛糸やレース編物、手のこんだ刺しゅうなどがふくまれるとかがえてよいであろう。この型に属する内職は、それが製造業者や商人を介しての委託であるにせよ、直接消費者からの委託であるにせよ、高度な技術を必要とするのが特徴であると同時に、注文生産という点では市場向一般商品生産の埒外にある。

生産技術的な観点から現行の内職を便宜上前記の 4 類型にわけてみ

たが、実際問題としてはさらに、これらの内職を支配する立場にある委託業者がどのような性格をもつものであるかによって、内職者の蒙る影響にはかなりちがいがでてくる。この点については第2章でとりあげよう。

なお、本稿における叙述は、今日の内職の主軸をなしているA、B、C型の分析を中心におこなう。

(四) 職種の変遷

内職という言葉は、もともとひそかな、おもてむきでない、もしくは内しよの仕事というくらいの意味で武士の副業をさして用いられるようになったものであるらしい。徳川末期、武士階級の窮迫のなかから生れた武士の手内職の代表的なものとしては、提灯はり、こより細工、筆づくり、くしづくり、ようじけずり、竹細工、木版ずりなどがあった。

時代が下って日本資本主義が緒についたばかりの明治31年に「日本の下層社会」をあらわした横山源之助は、当時の東京貧民の状態をとりあげ、「貧民家庭の内職仕事頗る多し。巻煙草、マッチ箱張、ランプの笠張、貿易品亀の子、摺物折子、足袋縫、鼻緒縫、鼻緒の芯、状袋張、紙継、編物、蠟燭の芯巻き、ボール箱、団扇張、タドン、ハンカチ縫、石版画着色、元結の捻り、麻裏草履の裏縫、草鞋綱の如き類是なり。」といっている。

すでにみたように、内職はいまでも手作業が中心であるから、徳川末期や資本主義黎明期における東京貧民の手内職とのあいだにかなりの類似点が見出される。しかし、そうした現象面の類似点の有無とは別に、内職自体のもつ経済的意義が、現在とふるい時代とではいちじ

るしく異なっている。

その相違は、ふるい時代、たとえば前述の徳川末期や資本主義の黎明期には、資本主義的生産とは全く無関係に、あるいはほとんど無関係に存在しえた内職というささやかな営みが、いまでは資本の運動に完璧にちかく包攏されてしまっているという点にあらう。いいかえれば、すでに機械制工業が支配的な現段階では、内職という行為は、内職者の意識すると否とにかかわらず、基本的には工場の外業部としての機能をはたす以外にその存続する余地をしだいに失ないつつある。

内職者が全国的な規模で調査の対象になったのは、大正9年の第1回国勢調査である。ただし内職という言葉は調査結果の集計にはあらわれてこないが、国勢調査申告書には、「本業なき者の内職は、副業の欄に書き入れる」という注記があるところから、結果表の副業者のなかで製造業に属する女子の「本業ナキ従属者」は、若干の家業に従事しているものを除けば、ここで問題にしている内職者にほぼ該当するものとみてさしつかえないとおもわれる。

この調査によると、女子副業者で本業なき従属者は当時約45万人を数えたが、その職業別分布をみると、被服、身の廻り品製造業15.1万人、繊維工業13.3万人、木竹類に関する製造業11.3万人、紙工業1.3万人、化学工業1.2万人、学芸、娯楽、装飾品製造業0.8万人となっている（第3表）

第3表 大正9年推定女子内職者数

(人)

合 計	449,024
被服、身ノ廻り品製造業	133,035
織 維 工 業	112,878
木、竹類に関する製造業	151,424
紙 工 業	13,316
化 学 工 業	12,061
学芸、娯楽、装飾品製造業	5,054
窯 業	2,790
皮革、骨、角、角甲羽毛 品類製造業	8,333
機 械 器 具 製 造 業	2,542
金 属 工 業	4,804
製版、印刷、製本業	1,782
其 他 ノ 工 業	1,005

資料 「国勢調査」大正9年

注1.) 製造業の本業なき女子従属者で副業のあるもの。

2.) この数字には家族従業者も若干ふくまれていると推定される。

以上は第1回国勢調査当時の職業中分類によるもので、副業者については小分類による表示がない。そこで女子本業者の小分類別分布から類推すると、衣服・身の廻り品製造業のなかでは、和服裁縫すなわち針仕事が圧倒的な比重をしめていたのではないかとかんがえられる。

その他の衣服・身廻品加工内職としては、鼻緒製造、団扇づくりなどがある。衣服・身廻品以外では、繊維関係の織物や麻綿製糸、木竹類関係の麦稈真田加工、化学関係のマツチ製造、紙関係の紙製造や袋はり、学芸、娯楽、玩具関係の造花、刺しゅう、玩具などの製造加工が第一次世界大戦直後の主婦や娘たちのおもだった内職と推測される。

こうしてみると、当時の内職の職種としては、すでに述べたD型あるいはB型に属するものが多く、いわゆる近代的家内工業の範疇にはいるA型の内職は、まれには存在していたにせよ、一般的なものにはなっていなかったことがあきらかである。

戦後全国的な規模で内職者数が調査され、かつそれが報告書に記載されたのは、昭和35年の国勢調査においてである。この調査は、調査期間中にすこしでも内職したものを内職者として把握する立前になっているが、全国でわずかに31万人という内職者数からして、何らかの事情で申告を回避した内職者が少なからず存在していたのではないかと判断される。この過小申告の影響は職業別の内職者の分布を問題にするばあいには、あまり大きくないとおもわれるので、それを大正9年当時とくらべてみると、農家の副業的な内職の縮少、和服仕立からミシン縫製・まとめへの内職職種の転換、電気機器をはじめとする機械関係内職や編物・メリヤス編立内職の増加がめだっている。別のいい方をすれば、職人的な要素のつよい内職から、技能の不要をとわず非独立的な内職への移行がしめされている。(第3、4表)

以上みてきたように、同じ内職という言葉がつかわれていながら、その内容は時代とともに大きくかわってきた。他の労働分野におけると同様、内職分野においてもまた、産業発展にともなう生産技術の高度化が直接、間接に内職構造の変化をもたらした。

第4表 昭和35年職種別女子内職者数

(人)

合 計	312,100	紙製品製造	12,300
織物製品製造	165,600	紙器製造	3,800
「その他」	91,000	「その他」	2,200
婦人子供服仕立	47,900	木・竹・草・つる 製品製造	14,400
ミシン縫製	24,400	草・つる製品	7,600
洋服仕立	2,200	竹細工	3,400
製糸・紡織	51,300	「その他」	3,200
編物・メリヤス編立	30,000	他に分類されない 単純労働者	8,200
「その他」	8,600	包製工・荷造工	8,200
織布	5,000	金属加工および機 械組立・修理	4,300
製網・製綱	4,000	「その他の金属加工」	3,400
揚返・かせ取	1,400	窯業・土石製品製造	4,100
織機準備	1,100	「その他」	2,700
「その他の技能工・ 生産工程従事者」	33,800	ゴム・可塑物製造	3,600
「その他」	18,000	電気機器組立・修理	3,300
がん具製造	7,100	印刷・製本	2,300
袋物張	4,200	飲食物品製造	1,400
和がさ・ちょうちん うちわ張	1,300	皮革・皮革製品製造	900
塗装	1,400	計器・光学機器組立	200
パルプ・紙・紙製品製造	18,600	化学製品製造	100

資料 「国勢調査」

注 小分類について内職従事者1,000人未満の職種は省略

とくに生産技術の変化による生活構造の変化は、消費材生産と密着している内職につよい影響をあたえ、内職職種の新旧交替を急速にすすめた。

この内職職種の新旧交替は、内職を経過する製品の、手工品から工業製品への移行、完成品製造から部品、部分品製造・加工への移行という形をとっている。たとえば、洋服を仕立てることも足袋を縫うことも、はじめは1人の職人によって一貫しておこなわれていたが、分業の発達と機械（ミシン）の導入にともなってしだいにいくつもの工程に分化することをつうじて、職人的な技能を要した内職は単純化し多様化するとともに、従来職人に独占されていた技能も分解して単純内職分野を拡げる要因となった。

いぜんとして分業化されない状態にある高級品に属する洋服や和服の仕立、手芸などの内職は、仕事の間が家庭で、しかも労働が主婦によっておこなわれているとしても、仕事の内容はむしろ内職の域を脱した專業的、職人的な色彩の濃いものであるから、ここでは例外とみなしてさしつかえないであろう。

こうして、内職が資本制的商品生産の渦中にまきこまれていくなかで、内職工賃も資本の価値増殖欲と密接な関係をもつにいたる。この点の検討は第2章にゆずるとして、つぎに工賃の現状をみておこう。

(2) 工賃

(1) 作業内容と工賃

内職の職種はひじょうに多岐にわたっているばかりでなく、つねに変化している。1人の内職者が1つの職種に固定しているとはかぎらないし、その就業条件、とくに就業時間は一般の労働者とはくらべもの

にならないほどまちまちである。したがって、これらの内職職種を十把ひとからげにして、内職工賃水準をしめしたところであまり意味がないようにおもわれるので、まず職種別の工賃比較を工賃分析の手がかりとしたい。

ところで、前述のように一般の労働者とちがって拘束されていない内職者の就業時間はひじょうにまちまちであるから、その工賃を相互に比較するということになれば、どうしても1時間あたりの値に換算する以外に方法がない。しかし、調査にあたって回答された労働回数および時間は、被調査者の記憶にたよったあいまいな要素のつよいものである。このあいまいな数字を基礎に計算された1月あたりの総労働時間数で1月あたりの工賃収入を除してえられた1時間あたりの工賃収入はごく大まかな尺度にしかなりえないが、この点は内職という仕事の性質上やむをえないことであろう。

第5表は、労働省婦人少年局が40年5月に実施した「内職工賃事情調査」結果の数字であるが、これによると内職の工賃はまず職種別にみてかなりちがいのあることがわかる。もっともこのばあい、それぞれの職種のなかに技能を要するものと要しないものが同時にふくまれているために、職種の規模を技能の要不要がわかる程度にしぼったものについて比較すると、内職工賃は職種の相違、いかえれば作業の難易と密接な関係にあることがわかる（第6表）。

第5表 職種別1時間当り内職工賃〔40年〕

(円)

洋	裁	45.5
履物加工		34.8
「その他の各種製品加工」		34.8
和	裁	33.6
下着、身廻り品加工		30.5
「その他の繊維第一次製品加工」		30.0
編	物	28.0
「その他の繊維第二次製品加工」		27.5
刺しゅう		25.7
製本、印刷製品加工		23.8
木竹、藤製品加工		23.4
玩具遊戯品加工		23.4
紙、紙製品加工		22.7
造	花	13.8

資料 労働省「内職工賃事情調査」40年5月

第6表 職種別1時間当り内職工賃

	従事者数(人)	1時間当り工賃(円)		従事者数(人)	1時間当り工賃(円)
合 計	24,680	76	和 服 部 分 加 工	410	51
ス ポ ー ツ 服 縫 製	265	102	ワイシャツまとめ	310	47
ブ ラ ウ ス 縫 製	540	96	作 業 衣 ま と め	615	44
紳 士 服 縫 製	865	94	スラックスまとめ	220	44
紳 士 ズ ボ ン 縫 製	455	89	子 供 服 刺 し ゆ う	410	42
作 業 員 縫 製	1,475	87	ス ー ツ ま と め	810	40
学生服及び制服縫製	890	82	ブ ラ ウ ス ま つ り	955	39
ワ イ シ ャ ツ 縫 製	175	70	子 供 服 ま と め	880	39
子 供 服 縫 製	755	68	スカーフ・ハンカチ加工	520	39
制はう着・エプロン縫製	230	65	紳士ズメンまとめ	1,690	38
和 服 仕 立 (手縫)	320	60	紳 士 服 ま と め	3,380	38
婦 人 服 縫 製	815	57	婦 人 服 ま と め	1,390	36
ス ー ツ 縫 製	330	56	スカートまとめ	625	33
制はう着・エプロン 刺しゅう	230	56	ス カ ー ト 縫 製	215	33
ね ま き 縫 製	120	56	ブ ラ ウ ス 刺 し ゆ う	250	33
ス ラ ッ ク ス 縫 製	20	54			
和 服 ミ シ ン 縫 製	270	53			
学生服・子供服まとめ	1,105	52			

資料 労働省「内職工賃調査」41年5月

第7表 職種別1時間当り内職工賃

(円)

学 帽 ミ シ ン 縫	(技)	160	下 着 類 ミ シ ン 縫	(半技)	53
婦 人 服 直 し	(技)	101	子 供 服 刺 し ゆ う	(半技)	52
ワンピースミシン縫	(技)	100	セ ー タ ー か が り	(半技)	50
手さげ袋ミシン縫	(技)	100	紙 袋 貼 り	(簡)	50
東 袋 ミ シ ン 縫	(半技)	100	エプロンミシン縫	(半技)	50
紳士服そで直し	(技)	97	洋 傘 の 組 立	(半技)	50
和 裁 高 級 品	(技)	83	下 着 ま と め	(半技)	49
ヤ ッ ケ ミ シ ン 縫	(技)	80	ヘ ア バ ン ド 仕 上	(簡)	48
ゴルフ用品ミシン縫	(技)	80	紙 製 品 の り つ け	(簡)	47
か も じ 作 り	(半技)	80	エ ナ メ ル 絲 巻 き	(簡)	47
法 衣 手 縫 い	(技)	78	レ ー ス 編 み	(半技)	47
ハンドバック裏縫い	(半技)	78	ア ク セ サ リ ー	(半技)	46
箱 貼 り	(半技)	73	紳 士 服 ま と め	(半技)	45
ブラウス刺しゅう	(半技)	70	カチューシャミシン縫	(半技)	45
作業服ミシン縫	(技)	68	く さ り 作 り	(簡)	45
スカートミシン縫	(技)	67	荷 札 針 金 縫 い	(簡)	40
新 聞 帯 封 かけ	(簡)	66	子供ブラウスミシン縫	(技)	40
子供服ミシン縫	(半技)	65	風呂敷ミシン縫	(半技)	40
各 種 袋 入 れ	(簡)	64	婦 人 服 ま と め	(半技)	38
子供下着まとめ	(半技)	64	折 紙 と じ	(簡)	33
ブラジャ替ゴム アイロンかけ	(簡)	63	ア ク セ サ リ ー	(簡)	32
も ぐ さ の 包 装	(簡)	60	房 あ み	(簡)	30
靴 下 ゴ ム 通 し	(簡)	57	クリスマス用品のり付	(簡)	30
封筒の口糊つけ	(簡)	55	手 袋 裏 直 し	(簡)	25
複 写 目 通 し	(半技)	55	電 灯 傘 の 飾 り 貼 り	(簡)	25
セーター刺しゅう	(半技)	54	腹 巻 か が り	(半技)	24
和服ミシン 仕立	(半技)	54	正 札 ひ も 通 し	(簡)	21

資料 江東内職公共職業補導所「内職従事者実態調査報告書」42年3月

注 1) 第2表と同じ 2) (技)は技能職種、(半技)は半技能職種、(簡)は簡易職種

第7表は、江東内職公共職業補導所の調査結果をもとにして作成したもので、地域を東京の1部としたことによって、工賃の職種別比較にあたって攪乱要因となる地域差をとりのぞくことができたという利点がある一方、対象数が少ないために職種によっては内職者が1人しかいないという例もあり、偶然的要素のまぎれこむ余地が若干ある。

技能と工賃の関係をさらにうきぼりにするために第7表を加工した第8表によれば、1時間あたりの工賃額80円以上の内職は、8割までが内職としては比較的高度な技能を必要とするとされている。これにたいして、工賃額が50円～80円の内職には中程度の技能を要するものが多く、50円以下では何らの技能を必要としない内職の比重が高い。

第8表 工賃階級別、技能程度別内職職種数

	合 計	技 能	半技能	簡 易
合 計	5 5	1 3	2 3	1 9
8 0 円以上	1 0	8	2	0
5 0 円～8 0 円	2 4	4	1 3	7
5 0 円未満	2 1	1	8	1 2

資料 第7表と同じ

注 1) 第7表と同じ

2) 職種数

このように作業の難易が工賃に影響していることは否定できないが、1時間あたりの工賃が80円以上である内職の職種を個別に検討すると、ミシンを必要とする仕事が圧倒的に多い。ここでつかわれているミシンには、家庭用シシンのほかに工業用ミシンや特殊ミシンもふくまれているから、高い内職工賃は、工業用ミシンなどの所有と、かつそれをつかいこなす能力にも依存しているわけである。

そこでつぎに、内職者の集中度が高い縫製業を中心に内職の職種と工賃の関係をもう少しほり下げてみよう。この分野については、41年5月に実施された労働省婦人少年局の「内職工賃調査」が多くの手がかりをあたえてくれる。

縫製業においては、その主要工程を縫製工程とまとめの工程に大別することができる。もっとも、1口に縫製といっても、それが紳士ズボンの縫製であるか、子供服の縫製であるかによって、技能の種類にも程度にも大きなちがいができる。ブラウスの縫製でも、絹ものと木綿ものという材質や、あるいは型の相違によって、そのあつかい方や要求される技術がことなる。裁断から縫製、まとめの工程を経、アイロンかけ、たたむまでの一貫作業をうけもつのと、それぞれの部分加工をおこなうのとでは、仕事の内容はずいぶんかわってくる。また、一括してまとめとよばれる工程のなかには、ボタンやスナップ付け、糸くずとり、まつりなど、縫製以外の種々雑多な手作業がふくまれている。

このように、縫製工程とまとめの工程は、それぞれ多様な内容をもちながらも、大まかにいって前者は何らかの技能を要する工程であると同時に、和服の手縫による仕立をのぞけば、ミシンを欠くことのできぬ工程である。できあがりや材質の関係で、工業用シシンの使用が

内職の前提条件である場合もあるし、そうでなくても能率をあげるためには工業用ミシンの導入が縫製内職においてはもっとも効果的である。これにたいしてまとめの工程は、同じ作業を繰返えすうちにしだいに能率をあげることはできても、仕事自体はきわめて単純な手作業で、労働手段によって能率が高まるという条件はほとんどない。これらの技能および労働手段の相違が工賃の差をもたらす大きな要因であることは第6表からも推測できる。

第9表 職種別、工賃階級別にみた内職者分布

(%)

	合 計	20円 未 満	20～ 50円	50～ 80円	80円 以 上	50円 未 満	50円 以 上
合 計	100	8	49	26	17	57	43
縫 製	31	1	9	11	11	10	21
まとめ	55	6	33	12	4	39	16
その他	14	1	7	3	2	8	5

資料 労働省「内職工賃調査」41年

注 上記の調査結果表を加工して構成比を算出

この表によれば、縫製内職とまとめ内職とは、1時間あたり50円の線の上と下に大体きれいにわかれている。工賃階級別の分布でも、縫製内職のばあいには全体の3分の2が50円以上であるのにたいして、まとめ内職の7割以上は工賃が50円を割っている。(第9表)これらの工賃は全国の平均値であるから、前にしめした東京の工賃とは幾分ずれがある。

以上のように縫製内職とまとめ内職とでは1時間あたりの工賃にかなりひらきがあるが、ついでに1時間あたり工賃に換算する前の、1日あたり工賃収入と労働時間についての両内職の相違点を第10表であきらかにしておきたい。このデータは、わが国における学生服の主要な産地である岡山県児島市を中心に立地する37事業所所属の59名の縫製内職者と17名のまとめ内職者に関するものである。

このばあい内職の内容は、主として学生服の縫製かまとめであるが、59名の縫製内職者中41名は41年5月に1万円以上の内職収入を得ている。そのうち13名は推定労働時間が100～200時間、26名は200時間以上である。200時間以上働いたとみられる26名中14名には2万円以上の内職収入がある。しかもこれら縫製内職者59名中42名までは同一内職経験年数が5年をこえている。

第10表 児島市における内職時間と工賃収入(月間)

(人)

		合 計	5千円 未 満	5千円～ 1万円	1万円～ 2万円	2万円～ 3万円	3万円 以 上
縫製 内職	合 計	59	3	15	22	14	5
	100時間未満	14	3	9	2	0	0
	100～200時間	18	0	5	8	5	0
	200時間以上	27	0	1	12	9	5
まとめ 内 職	合 計	17	11	6	0	0	0
	50時間未満	7	6	1	0	0	0
	50～100時間	2	2	0	0	0	0
	100～200時間	6	3	3	0	0	0
	200時間以上	2	0	2	0	0	0

資料 労働省「内職工賃調査」41年

注 事業所票により再集計

ところが地方、まとめ内職の17名中9名は1月あたりの推定労働時間が100時間どころか50時間にもみえない。工賃収入も1万円以上は皆無である。縫製内職ではほとんどが5年以上の同一内職経験者であったのにたいして、まとめ内職のばあいには17名のうちわずか4名が5年以上同じ内職をつづけているにすぎない。

児島市における内職は、その地域が学生服の主要産地であるという独特の条件下におかれている。いいかえれば、内職者と企業の結びつきがきわめてつよいのが特徴で、縫製内職者の内職経験年数や労働時間の長さは、これら内職者の家庭が各企業の分工場的な性格をもっていることの反映である。

こうした独特の条件下にある児島市の内職を一般的な内職と同一視することはできないが、それにもかかわらず内職者の仕事への密着の度合いという点で、あるいは内職に密着しうる条件の有無という点で、たとえば縫製内職とまとめ内職のあいだにあきらかな相違のあることが、ここできわめて典型的なかたちでしめされている。この相違は、単に縫製とまとめの関係にとどまらず、全国の技能職種一般と無技能職種一般とのあいだにもあてはまる点が少なくないとかんがえられる。

工業用ミシンをつかう縫製内職も、それにとまらうまとめ内職も、ともにいわば新しい型の内職の範疇にはいる性格のものであるが、そのような新しい、機械制工業の外業部としての役割をになわされている内職の工賃をつぎに経営側からみよう。

(四) 工賃決定事情

児島市の例をひきあいに出したついでに、児島市における学生服の縫製内職工賃単価を、委託品の材質、大きさ、工程の範囲、副資材の負担の有無などの条件がほぼ等しいと推定される10事例について比

較してみると、ひじょうに局限された地域であるにもかかわらず、必ずしも同一ではないのは第 1 1 表のとおりである。

第 1 1 表 学生服縫製工賃単価（児島市）

事業所	労働者数(人)	内職者数(人)	仲介者数(人)	工賃単価円	
				4 0 年	4 1 年
1	4 0	5 0	0	2 5 0	2 5 0
2	3 2	不明	0	2 1 0	2 2 5
3	7 3	2 0	3	2 2 0	2 4 0
4	3 5	不明	1	2 1 0	2 2 5
5	1 1 6	不明	0	2 0 3	2 1 3
6	6 3	2 9	0	2 0 0	2 2 0
7	5 2	1 6	0	2 0 0	2 2 0
8	1 0 5	不明	6	2 1 5	2 2 3
9	4 3	2 8	2	2 4 5	2 4 5
1 0	2 5	不明	2	2 3 5	2 3 5

資料 労働省「内職工賃調査」4 1 年

注 個票を整理したもの

児島市の縫製業のように、長い伝統があり、しかも需要の見とおしのたてやすい製品を生産している点で、業界では相対的に安定した地位を保ちえているのではないかと判断されるにもかかわらず、なお事業所によって内職工賃の単価にひらきがあるのは、他のばあいにはそ

のひらきが—そう大きなことを推測させるに足るものである。この点を追求するのは技術的に困難であるから、角度をかえて、一体何が内職工賃を決定する要因であるかを、第2章における叙述のまえがきの意味で検討しておこう。

労働省婦人少年局の「内職工賃事情調査」の結果をみると、内職の工賃をきめる際原価計算によると回答した事業所が調査対象事業所の27%をしめていてもっとも多く、内職工賃相場を参考にする(21%)、雇用者の賃金を基準にする(12%)、内職者または仲介者と話合ってきめる(9%)、業者間で協定されている工賃による(7%)という回答がそれについている。この順位は調査対象となったすべての業種に共通である。

以上の調査結果によれば、工賃はかなり合理的な手順をふんで決定されているように見えるが、個別の事例をみると、多くのばあい工賃決定の衝にあたるものの頭の中に、意識するとしないとにかかわらず、すでに工賃についての一定基準があたえられていることがうかがえる。つまりこの基準は、広義の内職工賃相場とでもいえるものであって、工賃決定は、それをよりどころとしながら、前述の調査結果にしめされた方法をそれぞれの企業の条件に応じて加味しているのが実情のようである。

たとえば原価計算によって工賃を決定するというばあいに、原価計算の内容が具体的にしめされていないもの、販売価格の一定割合を工賃にするということまでは明記されていても、一定割合をいかにして算出するかについてはまったくふれられていないもの、販売価格から利潤、原材料費等を差引いたのこりを工賃とするものなどが大半をしめていているところから、原価計算という言葉があいまいな工賃決定事情

をおおいかくす口実になっているのではないかという印象さえうけるのである。

また、工賃決定にあたって、場内労働者の賃金を基準にするとか、場内労働者や内職者に適宜作業をやらせてみてその結果から工賃単価を逆算する例もみうけられるが、これらの事例にほぼ共通していえることは、内職者に工賃が支払われるばあい、かれらがかりに標準的に働きをしたならば、1日の収入がいくら、あるいは1時間の収入がいくらという大枠があらかじめきまっていることである。しかもこの大枠は、科学的な根拠にもとづくものではなく、その時点における平均的な内職者とその労働とひきかえに現にうけとっている金額が基礎になって組立てられているという点で、まったく経験的なものである。内職工賃が労働力再生産費とどのような関係にあるかなどということは、ここでは一切問題にされない。

のちに述べるように、内職者にたいして内職と委託する企業のなかには、下請者もしくは従属的な立場におかれているものが少なくないから、工賃決定の主導性をもちえない企業の多いことはあやしむにたりない。しかし、たとえ工賃を自ら決定しうる立場にあっても、よほどせっぱつまった事情が生じないかぎり、工賃問題にはなるべくふれまいとする傾向のつよいことは、内職工賃の改訂が、発言力のよわいとされている内職者の要望や、内職者の要望に拍車をかけるおそれのある諸物価の騰貴を理由にはじめて実現する例が意外に多いことからうかがえる。そこでつぎにさいきんの工賃の変動と変動の意味するところを整理してみよう。

㊦ 工賃の変動

内職工賃についての全国的な規模での水準をしめす統計を作成する

ことが技術的に困難であるのと同じ理由で、内職職種を一括して工賃の変動をみることも困難であるし、意味がない。そこで、変動の実態をとらえるために、2、3の個別の資料にあたってみよう。

まず第12表は、江東内職公共補導所が10内職職種につき33年以降の工賃単価の推移をまとめた数字を加工したものである。この表によると、内職工賃単価は、あきらかな上昇傾向をしめしている。その場合どちらかといえば工賃単価の低い簡単な内職ほど上昇率が高いのが特徴である。

第12表 東京都における工賃単価の変化(例)

	(円)	(倍)	
	40年工賃単価	30年にたいする40年の倍率	備 考
宛 名 書 き	0.9	3.0	1枚
布 団 皮 ミ シ ン 縫	30	3.0	1枚
釦 付	0.7	2.8	1個
ス ナ ッ プ 付	1.33	2.8	1組
紳士服(上)まとめ	106	2.7	1枚
スカートまとめ	2250	2.6	1枚
紳士オーバーまとめ	95	2.2	1枚
荷札の針金通し	0.04	2.0	1枚
割 ぼ う 着 縫 い	0.33	1.7	1枚
帯 封 か け	(0.22)	(2.8)	1枚

資料 江東内職公共補導所調

注 帯封かけは39年の工賃および30年にたいする39年の倍率

工賃変動に関する代表的な資料としては、このほかにすでに引用した「内職工賃事情調査」と「内職工賃調査」をあげることができる。前者は38年から40年にかけて、後者は40年から41年にかけてのこまかい職種についての工賃変化の状況が調査されている点で貴重な資料である。

これらの調査によると、3年間あるいは2年間に工賃単価の上昇した職種は、工賃単価の据えおかれている職種をかなり上回っている。とくに38年から40年にかけて、工賃単価がまったく変動していない事業所は全体の2割にすぎない（第13表）。

第13表 内職工賃および雇用者賃金の変動率階級別事業所分布

(%)

		内職工賃	雇用者賃金
合 計		100.0	100.0
変 化 な し		19.5	6.3
上 昇	20%未満	28.0	37.2
	20～40%	28.0	42.0
	40～60%	9.8	10.3
	60%以上	14.6	4.0

資料 労働省「内職工賃事情調査」

注 婦人と年少者 14巻4号20頁より引用

38年から40年にかけての工賃変動の特徴をみると、もちろん例外はあるが、どちらかといえば高度の技能を必要とする職種、たとえば洋服仕立のような職種の工賃上昇がめだっているのに対して、技能を必要としない職種の工賃はたとえ据えおかれていないにしても動きがにぶい。

「内職工賃事情調査」によれば、工賃単価引上げの理由として、第14表のように、物価の騰貴、内職者の要求、雇用者賃金の上昇、製品単価の値上り、内職者の確保難、内職工賃相場の上昇などいろいろな答があがっているが、せんじつめれば、経済の高度成長過程で内職者の確保が従来ほど容易でなくなったことが、内職工賃単価の上昇をもたらしたおもな要因であろう。内職者の要求が工賃引上げの直接の契機となった例が意外に多いのは、のちに述べる内職者の新しい動きを反映したものとして注目される。

工賃の据えおかれたことについては、調査票でことさら質問をしていないために全貌がとらえられないが、部分的には売行き不振、受注価格や製品価格がおさえられている、機械化がすすんだ、内職者の能率が高まったことがその理由にあがっている。

機械化の進展による内職分野の縮少が直接間接内職工賃に影響をおよぼした例としては、セロファン貼、肥料袋加工などであるが、そのほか軍手かがり、クレヨン箱はり、紙袋貼り、製函、製本、釦つけ、荷札針金とおしなど従来もっぱら内職に依存していた分野でも機械化の気配が濃厚で、早晚同じような現象があらわれることが予測される。

また、内職者の能率の向上が工賃据えおきの理由として説明されているが、この時期の物価騰貴を考慮にいれば、能率の向上にもかかわらず実質工賃はかえって低下しているはずである。

第14表 工賃引上げ理由別にみた事業所の分布

(%)

合 計	100.0
物 価 騰 貴	22.9
内 職 者 の 要 求	17.2
雇 用 者 賃 金 の 上 昇	16.9
製 品 の 仕 上 り	15.1
内 職 者 の 確 保 難	12.2
一 般 工 賃 の 高 騰	4.4
納 入 先 へ の 交 渉	0.3
そ の 他	11.0

資料 労働省「内職工賃事情調査」

注 38年から40年にかけての工賃引上げの理由

したがって、このような現象が生じたのは、能率の向上によって1月なり1日なりの工賃収入が上昇したのをさいわいに工賃単価の引上げを企業の例が抑制したことを意味する。

内職収入が世間相場にくらべて少なければ、内職者は仕事を回避するかもしれないし、逆に多ければ、企業の側が得べかりし利潤を失しなうことに懸念をいだく。逃げられてもこまるし、とりすぎられてもこまるという警戒心にもとづくこのような工賃単価のたえざる調節は、一般の請負賃金のばあいとまったく同じで、資本の法則にかなうものである。

この点を補足するものとして、特定職種の工賃単価と1時間あたり

工賃収入を38年1月と40年10月の二時点について比較した第15表をかかげておこう。

第15表 工賃の変動(38年1月～40年10月)

	就業者1時間当 り工賃上昇率(%)	工賃単価騰貴率 (%)	工賃単価 40年10月(円)
端 縫	237.3	60.0	19
スカーフかがり	148.0	△ 1.8	17
洋傘布とじつけ	101.7	48.1	26
マッチレッテルはり	97.0	79.2	24
軍手かがり	88.0	△ 12.6	14
製本折り	75.2	53.2	29
ボタンつけ	94.0	△ 65.6	28
コイル巻き	73.5	△ 31.3	39
浴衣仕立	68.2	△ 24.1	37
荷札針金通し	65.9	△ 11.2	15
銘仙袷仕立	64.2	105.7	44
紳士ズボンまとめ	63.8	△ 10.6	35
割ほう着縫製	36.2	14.6	39
布団カバー縫製	29.2	△ 24.9	42
筆 耕	25.7	13.9	57
座布団カバー縫製	24.8	14.4	38
丹前仕立	17.0	22.9	36
角底紙袋はり	3.0	△ 40.4	24

資料 労働省「内職工賃調べ」

工賃比較をおこなうにさいして、2時点の職種の質をできるだけそろえる努力をはらったが、型も銘柄もその他の条件もまったく同じものであるという保証はないから、厳密なことはいえないが、それぞれの職種について工賃単価と工賃収入のあいだにあきらかな乖離現象がみられるのは、内職者の能率向上にたいしてとられた工賃単価の抑制の結果を反映するものといえるのではなからうか。

以上、暗黙のうちに内職工賃相場というやうなものができあがっており、企業の側がその線から逸脱することを極力させている実情について述べてきたが、つぎにこの内職工賃相場とはどのような実態をもつものであるかをみよう。

（二） 工賃相場と労賃の比較

結論をさきにいえば、内職工賃相場は、2つの柱によってささえられているのではないかとかんがえられる。1つは、誰がどこそこでのくらの内職をしているという個別の具体例の集合であり、もう1つは、長い年月のあいだにつみあげられ、固定化されてきた内職者たちの低い要求水準である。その水準が妥当だとおもわないものまでが、その水準から大きく飛躍することはまったくありえないとおもひこまされている、そういう水準である。だから、2本の柱といっても、前者は独立して存在しているのではなく、たえず後者に足をひっぱられているのが実情である。このメカニズムについての分析はここではおき、その水準の低さをしめすために、工賃と労賃をくらべてみよう。

すでに述べた縫製内職の例をみればわかるように、技能を要する内職は技能を要しない内職にくらべて工賃の条件がよい。とくに児島市のばあいは、内職者とはいえ経験年数や労働時間からいってむしろ工場労働者や専門的・家内労働者にちかいから、1月あたりの工賃収入も

男子にくらべればともかく、同じような条件の女子の工場労働者にくらべてそれほどみおとりがしない。(第16表)。

第16表 工賃収入と賃金収入(縫製業)

	年 令	経験年数	月間収入 (千円)	月間労働時間 (時間)	世帯における地位
	29歳以下	5年以上	20.0	208	娘
	30～39歳	〃	18.0	208	妻
縫製内職者	〃	〃	26.0	208	〃
(児島市)	40～49歳	〃	13.0	200	嫁
41年5月	〃	〃	26.0	208	妻
	〃	〃	44.0	〃	〃
	50～59歳	〃	17.0	200	〃
	年 令	勤続年数	月間定期給与額		
			女 子	男 子	
	25～29歳	5～9年	15.6	24.5	
	〃	10年以上	17.4	29.6	
	30～34歳	5～9年	15.7	31.4	
縫 製 工	〃	10年以上	18.1	31.3	
(全 国)	35～39歳	5～9年	13.8	27.1	
39年4月	〃	10年以上	18.8	35.8	
	40～49歳	5～9年	14.1	33.5	
	〃	10年以上	16.7	30.6	
	50～59歳	5～9年	15.3	17.1	
	〃	10年以上	15.8	28.3	

資料 労働省「内職工賃調査」41年

「賃金構造基本統計調査」39年

注 1) 児島市のばあい事例である

2) 縫製工の平均実労働時間も大体200時間前後

よく似た例が埼玉県羽生にもあるが、臨時家内労働調査会の報告によれば、1日8時間（中間のアイロンかけをふくむ）、1月約23日作業ズボンの縫製内職をしているある主婦の月間工賃収入は11,000円で、縫糸代等をさしひいたのこりは9,500円くらいというから、これらの事情を勘案すれば、40年から41年ごろにかけて、学生服や作業服の縫製に関する標準的な内職工賃相場は、1時間あたり60円から90円なしい100円くらいといったところではなかったであろうか。なお、「内職工賃調査」によれば、学生服および制服縫製内職にたずさわる5年以上の経験者の平均1時間あたり工賃は、41年5月現在84円であった。

技能を必要としない職種のばあいには職種の種類がひじょうに多いので、似かよった職種についての一般労働者との比較がむずかしいが、「内職工賃事情調査」の技能を要しないと推定される7職種の1時間あたり工賃を、製造業女子労働者と女子パートタイマーの1時間あたり賃金を比べてみると、第17表のように内職工賃の異常な低さがうきばりにされる。

第17表 1時間当り工賃および労賃

40年 5月	木竹・藤製品加工	23円
	紙・紙製品の加工	23円
	製本印刷製品加工	24円
	玩具・遊戯品加工	23円
	造花	14円
41年 4月	製造業女子労務者	83円
40年12月	製造業女子 パートタイマー (単純作業)	69円

資料 労働省「内職工賃事情調査」「賃金構造基本統計調査」「パートタイム雇用の実情」

以上のように低い内職工賃がさいきんどのように手なおしされているかを、ここでは労働者の賃金の動きと関連させてみておこう。第13表は、「内職工賃事情調査」の対象事業所における主要内職職種の工賃単価と、内職職種と同種または類似の雇用者の賃金について38年から40年にかけての変化率別に事業所の分布をしめしたものである。これによると、工賃単価がまったく変化しなかった事業所が2割ちがあり、雇用者賃金の動きとは対照的である。工賃単価の抑制にもかかわらず内職者の能率向上によってその実収入の増加するばあいのありうることはすでに指摘したが、諸物価騰貴にもかかわらず工賃単価を上げないで済ますことができたという現実、内職低工賃活用の意図をあらわにしめしている。なお、工賃単価が60%以上に上昇した事

業所がすくなくないが、これは調査票を個別にあたってみると、
して技能労働力の不足によるものである。

(3) 内 職 者

これまで内職の職種および工賃の実態を中心にみてきたが、つぎに内職労働力のにない手である内職者自体の特徴をあきらかにしておきたい。

(1) 内職者の概数と内職従事率

現在内職者数については正確な統計がないが、臨時家内労働調査会の報告によると、いわゆる内職的家内労働者は40年現在全国に70万人ちかくいると推計されている。分布の状況をみると、東京、大阪、兵庫、愛知の大工業地帯のほかに内職と関係のふかい製品の主要産地に内職労働力が集中している（第18表）。

これらの内職者のほとんどは主婦であるが、主婦が内職に従事している世帯が全国の世帯のなかでどのくらいの比率をしめるかについての信頼できる数字はいまのところ手に入れることができない。そこで、内職者の3割ちかくがあつまっていると推定されている東京におけるその比率を労働省の調査と国勢調査の結果によって試算してみると、6.3%となり、39年に東京都が実施した「東京都家内労働従事者実態調査」結果の内職従事率5.6%にかなりちかいが、いずれも参考程度のものでしかない。

第 18 表 内職者の地域別分布

		概数 (千人)	分 布 (%)
合 計		674	100
東 京		183	27
大 阪		78	12
兵 庫		59	9
愛 知		38	6
岡 山		34	5
岐 阜		29	4
群 馬		18	3
香 川		18	3
長 野		15	2
京 都		13	2
山 口		12	2
千 葉		12	2
神 奈 川		12	2
埼 玉		11	2
新 潟		10	2
そ の 他		13	19

資料 労働省「家内労働実態調査」40年

39年から42年にかけて13府県の内職公共職業補導所がおこなった「家庭内職実態調査」の結果を整理すると、内職従事率や内職希望率にはかなり地域差がある。そこで、それぞれの地域の産業構造や就業構造の特徴をみると、内職従事率や内職希望率の地域差は、地域毎の内職求人の多寡と密接な関連がある。この点は、発展的な地域ほど雇用労働者が多いというのとよく似ており、内職者の存在そのものが、産業の側、あるいは企業の側の条件にまず制約されていることをしめしている。

(四) 内職者の性格の変容

現在内職者の8割ないし9割は主婦で、女世帯主の割合がそれについて高いことは第19表からもうかがうことができる。年齢構成は地域によって幾分ちがいがあるが、大ざっぱにいて全体5、6割を40歳未満の層がしめている。同じ東京都23区を調査の対象としている労働省婦人少年局の29年の調査（「家庭内職の実情調査」）と39年の東京都の調査（「家内労働従事者実態調査」）について内職者の年齢別構成をみると、17歳から30歳までの年齢層のしめる割合は48%から57%に上昇している（第20表）。調査がことなるので厳密なことはいえないが、つぎの愛知県の場合などを勘案すると、少なくとも主婦の内職年齢は若干低下する傾向にあるのではないかとかんがえられる。

第19表 世帯における内職者の地位

(%)

	合 計	世帯主男	世帯主女	妻	父母	その他
東京 23 区 (39年)	100 (458)	2	10	82	2	3
横浜南区 (〃)	100 (196)	0	8	84	3	7
〃 鶴見区 (〃)	100 (125)	0	3	93	2	2
愛知尾張部3町 (〃)	100 (105)	1	5	88	5	2
〃 西三河南部5町 (40年)	100 (184)	—	4	86	8	2
茨城勝田・那珂湊市 (41年)	100 (105)	—	5	92	3	—
大阪堺市 (〃)	100 (315)	2	8	83	5	3
甲府市 (〃)	100 (176)	1	9	87	2	2
千葉習志野市 (〃)	100 (78)	—	12	87	1	—
滋賀長浜市 (〃)	100 (172)	—	7	84	5	4
愛知三河南部6町 (〃)	100 (109)	1	5	91	3	1
和歌山北部4町 (〃)	100 (172)	—	4	91	5	1
埼玉与野市 (〃)	100 (156)	1	2	93	1	3
東京港・品川・目黒区 (〃)	100 (278)	3	7	82	5	3
横浜南・保土谷・磯子 金沢・戸塚区 (41年)	100 (174)	0	5	91	2	2
福島いわき市 (〃)	100 (62)	2	5	89	2	3
愛知尾張北部5町村 (42年)	100 (126)	—	3	89	6	2
山形旧山形市 (〃)	100 (206)	3	—	86	7	3

資料 各地域「家庭内職実態調査」

注 1) ()内は集計対象世帯

2) 調査対象世帯はそれぞれの地域の全世帯を母集団として無作為抽出したもの

第20表 年齢別にみた女子内職者の分布

(%)

	29年	39年
合 計	100	100
17歳未満	4	0
17～29歳	11	16
30～39	37	41
40～49	29	28
50～59	13	8
60歳以上	5	7

資料 29年は労働省「家庭内職の実情」

39年は東京都「家内労働従事者実態調査」

注 主婦以外の女世帯主等もふくむ数字

愛知県のばあい、全体として他都府県にくらべ若年内職者が多いのが特徴である。しかしそれにしても、この10年間に内職公共職業補導所をおとずれた内職希望者の年齢をみると、これまでの常識で内職年齢としてはごく若年の部類に属す20歳台のしめる比重が、35年の32%を底にさいきんふたたび上昇する傾向にある。

このように比較的若い内職者の比重が高まりつつあるのが事実であるとすれば、それは、家事の負担の少なくなった40歳以上の高年層が雇用機会の拡大を契機として労働市場に進出しはじめたのとは逆に、外に働きに出る条件のととのわない20歳台、30歳台の有配偶者が、家計補填の手段を内職に求めて内職市場に積極的に登場するにいたっ

たったことを反映しているのではなからうか。内職希望者のなかで、内職未経験者の比率がしだいに高まる傾向にあることも、同じような理由によるといってよからう。

内職という言葉は、以前は貧民とか貧困とかを連想させる言葉であった。すでに引用した横山源之助の東京貧民の内職についての叙述は、70年むかしの貧困の状態を髣髴させるが、昭和29年の「家庭内職の実情調査」においてさえ、調査員は、貧しさのなかに埋もれた内職者の悲惨な暮しを強調している。しかし、内職者の年齢の若返りを促進しつつあるとみられる経済条件の変化は、つぎのように、その他の点でも内職者の性格をいちじるしく変貌させてきた。

前記の各地域の「家庭内職実態調査」によって、内職者の属する世帯と職業別にみると、幾分例外もあるが、一般的には民間や官公の職員世帯がひじょうに大きな割合をしめるにいたったことがさいきんの特徴である（第21表）。29年の「家庭内職の実情調査」によれば当時東京23区内ですら内職世帯のなかで会社員および公務員世帯のしめる比率は3割をわっていたのである。

内職世帯の変遷と関連して補足しておきたいのは、無業の内職世帯が縮小する傾向にあることである。これは、内職の低工賃にすがる生計をたてざるをえなかったかつての失業世帯の世帯主を高度成長下に増加した雇用機会がおそらく内職工賃より幾分ましな低賃金で、ではあろうが、吸収した結果といってよからう。もちろんそのほかに、産業の発展に呼応して世代の交替がすすみつつあることの影響も少なくないとかんがえられる。

第 2 1 表 内職者世帯の職業

(%)

	合 計	民間職員	公務員	工員	農業	その他	無職
横 浜 6 区	100(437)	5 2	1 2	2 6	0	6	4
堺 市	100(322)	2 5	6	4 6	4	1 9	0
愛 知 5 地 域	100(639)	4 8	9	1 2	1 6	1 0	5
勝田・那珂湊市	100(105)	5 9	8	2 1	0	1 2	0
甲 府 市	100(174)	4 1	1 8	8	2	1 8	1 3
長 浜 市	100(168)	2 7	1 0	2 2	1 3	2 8	0
与 野 市	100(79)	4 1	8	3 2	3	1 6	0
旧 山 形 市	100(129)	4 2	2 6	5	2	2 5	0
い わ き 市	100(61)	4 9	1 6	1 6	0	8	1 0
習 志 野 市	100(78)	4 2	3 0	8	4	1 6	0
名 古 屋 市	100(370)	2 7	1 4	3 0	2 4		5

資料 第 1 9 表とおなじ。ただし東京都をのぞく。

注 1) 横浜市、愛知県は第 1 表注にかかげた地域を一括してある

2) 名古屋市の調査は 3 8 年実施

3) 「その他」のなかには無職世帯に関する数字が若干ふくまれて
いるばあいもありうる

い) 家計と内職

内職者の性格が以上のように変貌をとげつつあることとならんで、
内職従事理由にも変化が生じている。無業世帯の縮小と反映して世帯
に収入がないことを理由に内職のおこなわれる例が相対的な減少傾向

をたどっている一方で、特別支出や小づかいのために内職に従事する例が増えている（第22表）。

第22表 内職従事理由の変遷（東京都23区）

（％）

	合 計	収 入 がない	経常収 入不足	特別支出 の ため	小づかい	その他
29年	100	20	31	8	13	28
39年	100	13	36	9	27	15

資料 労働省「家庭内職の実情」29年

東京都「家内労働従事者実態調査」39年

注 調査の方法がことなるので厳密な比較はできない

現在は内職をしていないが、内職をしたいとおもっている内職希望者のばあいには内職者以上にこの傾向がつよい。しかも世帯収入が多いほど、年代が新しくなるほど、収入がない、経常収入不足という理由にかわって、特別支出や小づかいにあてるとい理由がめだってくる。

かつて内職という言葉のもっていた暗さや、窮迫感がしだいにうすらいできていることはたしかであるが、それと同時に内職あるいは職業にたいして積極性を欠いた層が増えつつあることも否定できない。

（二）希望する内職の種類

横浜市5区の内職者について神奈川内職公共職業補導所が調査した結果を加工してみると、かれらの特技と現在従事している職種と、従事することを希望する職種の相互の関係は第23表のようになる。ここにあげられている特技のほとんどすべてが、洋裁、編物、和裁、刺し

ゆう、手芸、ミシン仕事といったいわば主婦が家庭でおこなっている家事や趣味の延長のような性質のものである。これらの特技をもって
いるものは、その特技を内職に生かしたいとかがえ、ほぼ希望を達
していると推測されるが、問題はむしろ何ら特技をもたないものに
ある。

第 2 3 表 内職者の条件（特技・現職種・希望職種）
(人)

	特 技	現 職 種	希望職種
合 計	3 1 6	3 1 6	3 1 6
洋 裁	5 4	6 3	6 2
編 物	2 3	1 9	1 7
和 裁	2 1	1 8	1 6
刺しゅう・手芸	1 2	2 3	2 8
ミシン仕事	8	4	1 1
事務的な仕事	1 2	6	2 6
スカーフぬい	2	2	—
そ の 他	1 6 4	1 8 1	1 5 1
ハンカチ加工	—	6 3	1 6
電気機器組立	—	4 8	2 6
その他の職種	1	7 0	4 2
簡単・手先仕事	—	—	2 1
きれいな仕事	—	—	3
工賃のよい仕事	—	—	1 1
現在のまま	—	—	4
とくになし	1 6 3	—	2 8
不 明	2 4	—	2 5

資料 神奈川内職公共職業補導所「家庭内職実態調査」4 1 年度

注 1) 横浜市南区、保土谷区、磯子区、金沢区、戸塚区を調査対象地
域とする。

2) 1 人の内職者が 2 以上の職種をあげたばあいがある

特技のない内職者の大半は、横浜市のばあいにはハンカチ加工や電気機器加工に集中しているが、希望職種との関連でみると、それらの仕事につくことをとくに希望しているとおもわれるものはそれほど多くない。特定の技能をもっているばあいにはその技能を生かしたいとおもうのがふつうであるが、技能をもたないものは、特定の職種をえらぶよりも、簡単で、きれいで、割のよい仕事を求める傾向のつよいことは、この表からもよみとれる。

さいきん10年間に愛知内職公共職業補導所をおとずれた内職希望者のなかで、職種について希望のないもの、内職経験のないもの、5時間未満という短時間就業を希望するものがしだいに増える傾向にあるのは、内職労働市場へ供給される労働力の質の変化をしめしている。

なお、神奈川内職公共職業補導所の41年度「内職工賃実態調査」によれば、トランジスター組立・加工関係の内職に従事している内職者の1月当り収入は、他の職種の内職収入がせいぜい4,5千円どまりであるのにたいして1万円をこえるばあいがすくなくない。このように内職者としてはかなりめぐまれた収入を得ることができたのは、密度の高い長時間労働の結果である。しかもこれらの相対的に高収入を得ているトランジスター組立・加工内職者の多くは、内職収入をほとんど日常の生活費にあてている。これは内職者のおかれている立場と職業意識の関係をしめす一つの例といえるであろう。

2. 産業発展と内職

(1) 内職委託業者の変容

(i) 内職委託業者の交替

内職分野において新旧職種の交替が急速にすすんでいることについてはすでにふれたが、このような新旧職種の交替は、いかえれば旧い内職委託業者にかわって新しい内職委託業者が登場しつつあることを意味する。

古い型の内職委託業者であった手工業者や問屋が、新しい技術の導入にともなう生産構造および生活構造の変化によって大きな打撃を蒙ったのにたいして、新しい技術に基礎をおく製造業者や問屋がかっては予想もできなかった新しい種類の内職を内職分野にもちこみつつある。

この新旧の内職委託業者の性格の相違は、かれらによって内職分野にもちこまれる仕事の内容によってきまるというより、むしろその仕事が生産の全工程のなかでどのように位置づけられるかによってきまる。すなわち、キメ手は、委託業者が機械制工業の一翼をになっているか否かにかかっている。

「大都会の発達につれてそこに集まった所の貧民子女の余暇を利用して簡単な手工を営ましむる所謂内職」（上田貞次郎「商工経営」昭和5年）が普遍的であった時代には、例外はあるとしても、内職労働によって製造、加工される製品の全工程は手工業的技術に基礎をおいていた。しかしはじめに述べたように、いまや主要な内職は機械制工業の一特殊工程として、存在意義をみとめられている。

その結果、内職者に直接接する委託業者は大半がいぜん零細な業者によってしめられているが、内職者を底辺とする内職構造、つまり内

職支配のヒエラルキーは、手工業的技術を基盤としていた時代にくらべてはもとより、わずか10年前とくらべてさえ、ひじょうに複雑化しつつあることが推測できる。

たとえば、トランジスターをはじめとする電気機器部品、自動車部品、自動車シートカバー、縫製品、靴下、紙器などいずれも最終的にはそれぞれの部門で独占的な役割をはたしているメーカーのブランドがついて市場に出まわる商品に直接間接関連する製品の加工が、いくつもの関門をとって内職者に委託され、さらに同じ道を逆にたどって内職者から引きあげられていく。

内職者の新旧交替は、単にふるい産業からあたらしい産業への移行という単純なものでなく、このように内職労働支配機構の複雑化したところに特徴がある。

(四) 内職労働力活用の積極化

特殊な部門をのぞけば、いぜん手作業が支配的な内職は、産業が高度な独占の段階にあるにもかかわらず、増加する気配さえみせている。その理由をさぐるために「内職工賃事情調査」の事業所票を個別にあたってみると、事業所側の内職委託理由として、手作業で工場生産にむかない、人手不足をおぎなう、工賃が安い、生産調整が容易、種々雑多な作業がある、機械、設備、場所がない、という順で回答が多い。このうち縫製関係の職種では人手不足、刺しゅうをふくむ手芸的な職種では手作業、おもに紙製品関係の職種では手作業、人手不足、低工賃が、それぞれ内職委託の主要な理由になっている。

このように、ここでは低工賃が必ずしもすべてのばあい内職委託のおもてむきの理由にはなっていない。しかし、たとえば工場生産に

むかないような手作業が存在していること自体、多くのばあいは低い工賃でも働くという内職希望者を前提にしているからであるし、人手不足をおぎなうというのも、低賃金ではもはや人のあつめようがないから内職を利用するわけである。しかも、生産調整が容易にできないかて人件費のかかり具合に大きなひらきができてくる。こうして一つ一つ調査票の回答を検討してみると、内職は低工賃とけっしてきりはなせない関係にあることがわかる。

そこでこの低賃金利用という形での内職労働力活用が一体積極化しているのかどうか、積極化しているとすればその理由はどこにあるのかが問題である。積極化をしめすもっとも典型的な事例は、大企業性製品の内職分野への進入である。それらが下請、再下請、あるいは再々下請をつうじて末端の内職者にまで達するプロセスを具体的にとらえることはひじょうにむずかしいが、機械化、合理化にともなう生産工程の細分化によって生じた量産向きでなく、しかもあまり精密さを要しない手先の仕事的大量に内職分野に流れはじめたのは、さいきんの高度成長過程においてであることはまちがいない。

このような内職活用の積極化は、製品のコストをできるだけ低めて有利な競争条件をつくる必要がかってなく高まってきていることを背景として生じている。主要でない工程はパートタイマーをふくめた臨時工や下請の従業員にまかせて徹底的な人件費の節約にふみ切る構えが電気機器関係の独占的大企業に共通にあらわれてきたのは、内職でもなんでも利用価値があればとことんまで活用しようとする態度にそのままつながっている。

このような内職活用の積極化は、いうまでもなく中小企業にもみられる。大企業の合理化方針の浸透する過程でしだいにしぶくなる下請

条件や取引条件の負担をすこしでもかるくする方法は、より弱小の企業への負担の転嫁であり、さらにそれらの企業をとおして、あるいは直接に、内職低工賃の利用にふみ切ることである。仕事の繁閑の大きなばあいや、仕事の種類が工場生産にむかないばあいには、内職活用が別の効果も発揮する。

さいきん大企業が耐久消費財をふくむ消費財の生産に力を注ぎ出したことは内職分野において量産品の部品や部分加工の作業の比重を高め、内職者にたいするその支配力を直接間接につよめる要因になっているが、同じことが商業資本と内職の関係についてもいえる。小売部門大型化の推進力になりつつある百貨店や大型スーパーマーケットが、問屋や商社やあるいは製造業者をつうじて内職分野を支配する体制を着々かためていることは、内職活用の積極的なあらわれであるといえてよい。とくに、従来は小口の小売業者を相手にしていた問屋をまきこんで、製造業の大企業とは別の方向から内職分野にくだってきたことは、内職者にたいする支配力を一そうつよめる条件になる。

内職の積極的活用という点で見のがすことのできぬもう一つの点は、内職と輸出の関係である。第24表は「内職工賃事情調査」のたまたま入手できた一部の事業所票を集計してえた結果であるが、これによると、輸出依存度のとくに高い職種は、刺しゅうをふくむ手芸的な要素のつよいものである。なお、代表的な輸出雑貨である玩具その他についてはごくわずかししか集計できなかったのもので、実態をしめしているとはいえない。

「内職工賃事情調査」の対象となった事業所における輸出関連職種としては、刺しゅう、ビーズ刺しゅう、セーターかがり、スカーフ手まき、ショール手あみ、バスケットあみ、レースあみ、ボタン付、ク

クリスマス電球加工、人形服縫製、アイスクャンデー棒結束、竹ビーズ
敷物づくり、紙パイプ貼り、経木帽子、紙製玩具、ポップアップ加工
など、種々雑多な職種がある。

第24表 内職委託理由別事業所数

	合 計	縫 製	かがり・ 刺しゅう	和 服	木・竹・ 紙製品	玩具・ 造花等
合 計	329	63(11)	90(36)	41	118(14)	17(9)
手作業で工場生 産にむかぬ	110	16(5)	46(16)	11	30(5)	7(4)
人手不足をおぎ なう	85	21(4)	16(8)	11	30(2)	7(5)
工 賃 が 安 い	73	15	18(10)	10	29(5)	1
生産調整が容易	18	5	4	3	6	0
種々雑多な作業 がある	15	6(2)	1	0	8	0
機械、設備、場 所がない	15	6	5(2)	1	9(1)	0
そ の 他	13	—	—	5	6	2

資料 労働省「内職工賃事情調査」40年

- 1) 1部事業所票を集計したもの
- 2) 2以上の理由を回答した事業所がある
- 3) ()内は輸出に関係のある事業所数

輸出品に関する内職のばあいには内職者と受入国の消費者とのあいだに多くの中間業者がきわめて複雑な形で介在し、輸出雑貨に独特な生産および流通構造をつくりあげている。これらの雑貨を中心とした輸出産業が内職の低工賃をほとんど唯一の基盤としてなりたっているのは、さいきん香港の刺しゅう、造花、韓国のしぼりがより低い賃金や工賃で加工されることによって日本の輸出市場および国内市場に大打撃をあたえていることからもうかがえる。

(2) 内職労働力給源の拡大

前節では、産業発展が内職労働力にたいする需要を高めつつある要因を中心に検討してきたが、本節ではそのような需要に対応して、内職労働力の供給側にどのような変化が生じているかをさぐってみることにしたい。

(イ) 労働者世帯の増加と不安定化

さいきんの内職労働者の大部分が、都市労働者世帯の主婦であることは、これまでの叙述でふれた。しかも、内職労働力を供給している世帯は、労働者世帯としてはむしろ中堅的な世帯である。このような都市労働者の中堅的な世帯が大々的に内職労働力を供給するにいたったいきさつについては、この10年ばかりのあいだに家庭の外で賃労働者として働く既婚女子労働者がいちじるしく増加(第25表)したものと密接な関連がある。

これらの既婚女子労働者の職場進出は、経済の高度成長過程で生じた労働力不足を直接の契機としているが、他方で同じ高度成長が生み出した労働者世帯の増加、つまり賃金が唯一の収入である世帯の増加とその不安定化が、主婦を賃労働者として家庭から排出する上で大き

な役割を果たしている。

第25表 年令別、配偶関係別にみた女子労働者増加の状況

(30年～40年)

(%)

合 計	15～24歳	25～29歳	30～39歳	40歳以上
100(412万人)	37	8	21	34

(%)

合 計	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別
100(412万人)	41	51	5	3

資料 「国勢調査」

ここで不安定化という言葉は、労働者の生活内容の絶対的悪化を意味するものではない。むしろ労働者の生活様式や生活意識は、生産技術の発展に対応して一変し、その限りでは多くの労働者がかって経験することのできなかつたような生活を享受しつつあることも否定できない。

それでは何が不安定化であるかといえば、労働者とその家族の所得、貯蓄、消費にいたるまで、すべて資本の運動にまきこまれてしまった現在、たえず刺戟される欲望、周期的におこる景気変動、騰貴しつづける物価などが、社会保障の貧困とあいまって、かれらの生活のバランスをくずしつつあることにほかならない。

耐久消費財のめざましい普及、進学率の向上、人口の都市集中にと

もなう住居費の高騰、物価の騰貴はいずれも労働者の家計の圧迫材料であるが、それに加えて、失業の不安、病気の不安、老後の不安は貯蓄率を高めることによって、家計の総支出を増加させる原因になる。

こうした労働者世帯の増加とその不安定化は、家計補填を目的とする中高年既婚者層の労働市場への大量供給を実現させた主要な要因であるが、さらに経済的、社会的条件の変化による家事労働の軽減が、具体的に多くの主婦の賃労働者化を可能にした。

(四) 内職希望の理由

家庭の主婦がこの10年ばかりのあいだにかつてなく大量に賃労働者化したといっても、主婦が家庭の外で働く条件が十分にととのっているわけではない。とくに手のかかる子どもがいるばあいに、いくら働きたいとおもっても勤務中そのめんどろをみてくれる人がなければ、主婦の職場進出や勤務の継続は不可能になる。

ところが、勤務をあきらめることによって、家計補填の必要がなくなるというものではないから、内職で一時をしのごか、さもなければ内職もあきらめて家計のやりくりに精出す以外にない。

すこし資料がふるいが、男子が世帯主である労働者世帯で、世帯主の年齢が30～39歳の時期に、世帯員が雇用者として働いている世帯の割合が最低になるのは、おもに主婦の職場からの引退を反映するものとかがえられるが、この時期に内職世帯の比率がかえって上昇するのは、家計補填以外にその理由をもとめることができない(第26表)。

第 2 6 表 世帯主年齢別世帯員就業状況

(%)

	合 計	1 9 歳 以 下	2 0 ～ 2 9 歳	3 0 ～ 3 9 歳	4 0 ～ 4 9 歳	5 0 歳 以 上
世帯に雇用者あり	2 2. 2	3 3. 9	2 1. 7	1 3. 2	2 1. 6	4 5. 9
世帯に内職者あり	4. 0	4. 1	3. 9	4. 2	4. 5	2. 9

資料 労働省「賃金実態総合調査」3 6 年

注 5 人以上の企業で働く年齢別男子世帯主数＝1 0 0

「就業構造基本調査」によれば、女子の手内職希望者は 4 0 年には 3 4 年を 2 5 万人上回る 2 2 8 万人に達しているが、これも以上のよう
に家計補填の方法として手内職をえらばなければならない層の増加
を反映するものといえよう。しかも、4 0 年の女子就業希望者の半ば
が手内職を求めており、育児をふくめた責任のおもい年齢にあたる
2 5 ～ 3 9 歳の層をとり出してみると、手内職希望者の比率は 6 割を
こえている。

もっとも、ごくさいきん主婦を中心とする就業希望者の希望する仕
事をめぐって新しい変化が生じていることも見のがせない。というの
は、3 4 年から 3 7 年にかけて手内職希望者は 5 0 万人も増えていた
のに、3 7 年から 4 0 年にかけては逆に 2 5 万人の減少をしめしてい
るのである。このような現象は、就業希望者が減ったためではない。
それはむしろ 3 7 年の 3 9 6 万人が 4 0 年には 4 3 5 万人にふえてい
るし、2 5 歳以上の年齢層だけを取り出してみても、3 0 5 万人が

329万人になっている。

パートタイム求人の激増に典型的にあらわれている主婦にたいする求人の増加によって、就業希望者が以前より選択の範囲をひろげて、気がるに家庭の外で働くという意志表示する条件ができてきたことと、さらに、内職ならともかく、外にまででてなれない仕事をしたくないとかんがえる層が、世代の交替をつうじてしだいに縮小する傾向にあることなどが、新しい現象を生みだした要因ではないかと推測される。それに加えて、ともかくも働きたいが何ができるか本人もわからぬし、仕事もえらばぬという就業希望者が顕著な増加をしめしているのは、すでにみた内職希望者中指定の職種を希望しない無技能者の多いこととならんで、女子労働力供給構造の新しい変化として注目される。

3. 内職の将来

内職の将来は、内職者にたいする需要のいかんと、内職者自体の供給のいかんによってきまってくる。そこで、これまでの叙述を整理しながら、今後内職にたいする需要がどのように変化するか、またその変化を促進する要因は何であるかをかんがえてみたい。

(1) 内職と機械化

幾度もくりかえしたように、今日すでに内職は基本的には機械制工業の一環として存続をみとられているのであるから、将来を予想するばあいにも具体的には内職関連産業の機械化がこんごどのように進展するかが重要なキメ手になる。しかし、機械化は、これまでの経験にてらしてみると、けっして一人あるきするものではなく、むしろ労働力とか工賃とかあるいは国際的な競争力とかとのからみあい、そのテンポをはやめたりゆるめたりする。

機械化が独自のペースではすすみえない事情についてはしばらくおいて、まず、機械化がどういふばあいに内職分野を縮小させるか、また逆に拡大させるかをこれまでの経験にてらして整理してみよう。

機械化の進展をつうじて内職分野が縮小に転じた例、あるいは機械化による縮小の気配があらわれた例についてはすでにふれた。これらの例をみると、機械化による縮小の影響を現にうけはじめており、こんごもうけることが予想されるのは、内職の仕事としてはもっとも簡単な手作業分野で、前にあげた類型では主としてC型に属する分野である。

もちろん企業が内職依存をやめて機械化にふみ切るからには、機械で十分採算がとれるだけの量産の見とおしが必要なわけであるから、C型のなかでも規格化の不可能なもの、需要にかぎりのあるものの加工は、いぜんとして手作業をたのみにする以外にない。しかもそのばあいとい

えども、人手がなくなるとか、そのために工賃がべらぼうに上るということにでもなれば、生産をまったく打切るか、別のもので代替するか、あるいは条件をととのえて規格化することによって機械化のレーンにのせることは大いにありうるであろう。

ともあれ、こうした機械化の進展は、すくなくとも一時的には、内職者から仕事をうばい、潜在化していた失業を顕在化するとともに、無技能内職職種にたいする求職者の殺到率をたかめてその工賃を抑制する条件となりうる。

一方、機械化が内職分野を拡大する例としては、たとえばそれらがいずれは機械化に吸収される可能性がつよいという点で過渡的なものにすぎないが、角底袋の糊はり、フィルター（鶏卵輸送器）組立、アイスクリームカップ組立、プラスチックバリとりなどをあげることができよう。もちろんこのばあいの機械化は新製品の開発と微妙にからみあっており、凡のかわりに紙製の米袋や肥料袋が、もみがらのかわりにダンボール製の鶏卵容器が、新聞紙や包装紙のかわりにハترون紙の角底袋が、セルロイドや金属や木製品のかわりにプラスチック製品がそれぞれ登場してきたことが、すなわち内職をまきこむ機械化の進展という形をとっているわけである。

さらに、厳密には機械化の進展というなかにはふくまれないが、機械的産業の拡大が、内職分野をひろげている注目すべき例が縫製業におけるまとめの内職である。同じ縫製業でも、縫製内職の方はそれ自体機械的な工程であり、低工賃、生産調整、製品の多様性を理由に内職に委託されるという点で、ここでとりあげるまとめ内職と同一視できない。

この10年ばかりのあいだにわが国の縫製業は異常なほどの発展を

しめしているが、こうした縫製業の発展は、同時に機械ではこなせない手作業分野をいちじるしく拡大し、その多くを内職に依存するにいたっている。メリヤスのセーター、下着、靴下、手袋や機械あみレースのかがりや補修もそれらの製品の増産にともなって、内職労働力需要を急速に高めてきている。

愛知県における約1,200の紙器・紙工品製造業者の25%にあたる内職関連事業所のなかから239事業所をえらんで数年前に愛知内職公共職業補導所が調査した結果によれば、全工程のうち29%の工程が約5,000人(工場従業員の1.1倍)の内職者に依存している。合成樹脂成型品(プラスチック)のばあいには5,000以上ある製造業者の77%が内職と関連があり、そのうち調査された158事業所では、3,500人の内職者(工場従業員の46%)が全工程の24%にあたるバリとり、裁断、接着、組立、組編み、付属加工などを引きうけている。手袋のばあいには内職依存度がさらにつよく、200の製造業者の下に編立専門の下請が数倍、さらにその下に十数倍の内職者が存在するといわれている。調査対象事業所では、149事業所の下に486の下請と439の取次があって、内職者の総数は2万人(工場従業員の1.2倍強)に達し、かがりを中心とする内職工程は全工程の60%をしめしている。以上は、内職労働が機械的工業の内部にいかに関わり組まれているかを如実にしめすとともに、機械化の進展なり、機械的産業の発展が、そこに手作業分野を残存させているかぎり、その分野をも拡大していく実例であるといえてよからう。

(2) 労働力供給の条件

ところで、機械化により、内職分野の縮小と拡大が同時にすすみつつある現在、内職労働力の供給側にもつぎのような相反した条件の変化があらわれている。一つは、供給の減退であり、二つは供給の増加である。

供給の減退はまず技能をもつ労働力の減退として注目される。内職希望者のなかで、職業との関係の稀薄な層の比重が高まってきたことについてはすでに述べたが、このような現象は、たとえば縫製業の発展にともなう縫製内職求人にたいする充足率の低下をもたらす原因になる。さらに技能内職要員として期待されていた層が、よりよい条件で賃労働者化するということになれば、ますます技能内職労働力の給源が涸渇せざるをえない。

ところが内職者の主体はしだいに都市の職員層の主婦にうつり、学歴も高卒の比重が高まると、事態に何らかの変化がおこらないかぎり、その希望職種が技能職とはいいながら肉体的な緊張度が高い労務職的なものよりも、家事の手間ひまにできる気らくな、欲をいえばたのしみながらできる内職か、さもなくば事務的な内職にかたむくのはとうぜんといえよう。つまり自ら技能をもたないと同時に、家庭が作業場化することを好まぬ層がたしかに増える傾向にある。

技能労働力の供給が減退する一方で、家計補填の必要から内職市場にあらわれる無技能労働力の供給が顕著な増加をたどりつつあることについては既述のとおりである。ところが、技能を必要としない内職分野のなかには機械化の進展にともなって縮小する傾向をみせはじめたものがあり、ただでさえ買手市場におかれている無技能労働力にとって、不利な条件をさらにつみかさねる要因となっている。内職工賃がまったく上がっていない職種とかなり上がっている職種が併存している現状も、こうし

た技能労働力と無技能労働力をめぐる需給関係の相違からある程度の説明がつく。

内職労働力の需要に関連して、補足しておかなければならないのは、地域差の問題である。内職労働力が東京を中心とする特定地域に集中する傾向をつよめていることは、内職職種の変遷からみてもほぼまちがいないところと判断される。

このことは、これらの地域に内職関連産業が集中していることをしめすものであり、逆にその他の地域では、たとえ内職をしたくても内職をする条件がないことを意味する。東京や大阪の業者が低工賃の内職者をとらえるために東北や九州や四国まで足をのばしているのは、この盲点をついているのである。そうした地域でも、家計補填の必要度はつよまる傾向にあるから、内職労働力をめぐる需給のアンバランスの激化が内職からのアブレと低工賃をもたらすのはとうぜんであろう。

この内職関連産業の片よりは、たとえば全国的にみれば内職労働力が集中している東京の内部でも生じている。具体的な内職市場圏はきわめて限られているので、この圏外に居住する主婦が内職を希望するばあいには、のちに述べるような積極的な組織化がおこなわれなにかぎり、条件を改善することができない。

無技能労働力の過剰化が内職者の地位や条件を不安定にするおそれをはらんでいることは、以上のとおりであるが、さいきん経済高度化の過程で無技能労働力をふくめた内職者のおくれた状態を是正する動きも生じている。

その契機は、無技能労働力にたいする一般求人の増加である。これまで内職者は、その工賃を同じ内職をしているものの工賃としか比較できなかったが、いまでは、電気機器の工場でパートタイマーとして働いて

いるとなりの主婦や、競馬場で馬券を売っているむかひの主婦の収入が、内職工賃の高低を判断する有力な材料になった。パートタイマーの求人が増加した地域では、内職をやめてパートタイマーになる主婦も増えた。

さらに内職者が主体性をもつ組織化もかつてなくすすみ、内職工賃とその他の諸条件の向上に大きな役割をはたしはじめている。内職工賃が内職者の要望によって改訂された例が意外に多いことについてはすでに述べたが、とくにグループによる工賃交渉が高い妥結率をもたらしているのは、「内職工賃事情調査」結果からもあきらかである。

(3) 内職労働の規制

産業の発展にともない、労働市場もしくは内職市場の周辺に就業の機会を狙って待機する予備軍としての主婦層がしだいに増加する傾向にあることは、無技能労働力の賃金や内職工賃が買手の意のままに低位におさえられる条件をつくり出している。

とくに現状では、働くことをのぞんでいても、家庭をはなれて勤務することが不可能な事情にある主婦が多いために、内職市場における需給関係は特定の技能、特定の地域をのぞいて、一般的には売手の側にひじょうに不利である。

この条件をうまく利用して、わが国の産業界の一部では、内職労働者を底辺とし、比較的少数の大企業を頂点とし、しかも中間には無数の中小企業を介在させる独特な生産構造＝内職支配の構造の構築、再編成が積極的にすすめられている。

トランジスターやプラスチックなどの新しい産業が内職分野をまきこむと同時に、縫製、雑貨、紙製品加工などの伝統的内職も、徐々にその

よそおいをかえつつある。仕事の内容にも、労働手段にも、さらに委託者の性格にも変化が生じている。この段階では、内職はもはや形をかえた工場労働にほかならぬし、内職者も身がらを拘束されていないというだけで、実質的には工場労働者とまったく同じ役割をになわされている。

それにもかかわらず、内職者は一般の労働者ならばとうぜん権利のある労働保護法規の適用をうけることができない。さいきん女子労働者のなかで既婚労働者の比重が急速に高まりつつあるが、産前産後の休業をはじめとする母性保護規定の存在によって、人件費の増加することにひじょうな懸念をいだいている企業が、そのような負担をさける手段があるとすれば、その方をえらぶのはしごくあたりまえである。パートタイマー活用の積極化とならんで、内職者にたいする需要が一向に減る気配のない一つの理由はここにある。

その上、こうした低コストの内職者利用が可能であることは、他方で一般労働者の雇用機会をせまくし、さらにかれらの賃金その他の条件を引下げるおもりの役目をはたしている。

労働者がさいきん家内労働の三業種（奈良のくつ下製造、山梨のねん糸製造、広島の備後がすり製造）にたいして最低賃金法20条を適用することにふみ切ったことは、内職をふくむ家内労働の工賃にはじめて枠をはめたという点で大いに評価されてよい事柄であろう。

しかし、専門的・家内労働にくらべると、内職のばあいには職種がきわめて多様であり、かつつねに変化しているから、これらの多種多様な職種を最低工賃にどうからみあわせるかということは技術的にみて決して容易なことではない。だからといって最低工賃問題を未解決のまま放置するならば、労働者であって労働者でないあつかいをうけている下づみの内職者にたいする労働保護法規の埒外における不当な搾取を許すこと

になるのみならず、労働者全体にもこのましくない影響をおよぼす。

このような労働者を犠牲にした企業の恣意を見のがすことは、かえって企業の体質改善をおくらせ、もはや低賃金競争では勝目のない国際市場において、いちじるしいおくれをとる原因をつくることになる。

内職者を正当な条件のもとで雇用労働者として労働市場に吸収しうる諸対策をすみやかに講じること、どうしても家庭をはなれることのできない事情のあるものについては、不当な搾取から守る積極的な対策を講じることが、内職行政においてもっとも緊急を要する課題であろう。

内職の高工賃化は、安かろう、悪かろうという内職者および内職委託者の双方がもつこれまでの内職にたいする認識をあらためさせ、内職労働者の質を向上させる契機になるであろう。内職者の自主的なグループ育成や技術指導も、以上の内職労働条件の改善を前提として、はじめて十分な効果を期待することができよう。

昭和43年8月25日発行

著者 日本女子大学助教授
広田寿子

発行所 婦人学協会

東京都千代田区神田一ツ橋1-1
電話 (211) 8597, 8598

GAa1/1

8-15-53



女性と仕事の未来館



00969980